

業務区分(従事する業務)	主たる技能	技能水準			日本語能力水準			
		育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで	本人意向の転籍時	育成就労の終了日まで	技能を修得しようとする業務に従事するまで	育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで	本人意向の転籍時	育成就労の終了日まで
廃棄物処分業(中間処理) (家庭からの排出及び事業活動に伴って排出される廃棄物の中間処理(廃棄物の減量化、減容化、安定化及び安全化)を行う業務)	廃棄物処分業(中間処理)	資源循環分野育成就労評価試験(初級)	資源循環分野育成就労評価試験(初級)	資源循環分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上若しくは日本語能力試験(JLPT)N5以上 又は認定日本語教育機関(日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第 41号)第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。)等における当該水準に相当する日本語講習の受講	・国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上 ・日本語能力試験(JLPT)N5以上	・国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2. 1相当以上 ・日本語能力試験(JLPT)N4以上	・国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2. 2相当以上 ・日本語能力試験(JLPT)N4以上